

分析結果報告書

試料名:	竹野		
採取場所:	防災センター 1-1 (中村)		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	09:34		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	25.0 °C	: 水	気温: 24.0 °C

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1aLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.2 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.47	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジシ-1,2-ジクロロエチレン及びトシス-1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.39	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名：	丹波中央 中央系		
採取場所：	防災センター 5-1 (豊田)		
試料の種類：	浄水		
採取日：	令和7年10月8日		
採取時刻：	10:16		
分析項目：	下記11項目		
分析日：	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者：	依頼者サンプリング		
気温：	26.0 ℃	: 水	温： 24.0 ℃

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.39	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	丹波西部 高区系		
採取場所:	防災センター 4-2 (安井)		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	09:52		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	25.0 °C	: 水	温: 24.0 °C

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	12.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.56	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	畑川 上豊田系		
採取場所:	防災センター 5-2 (上豊田)		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	10:00		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	25.0 ℃	: 水	温: 25.0 ℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	12.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.49	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.1 mg/L	（*は、採取者測定）		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

試料名:	畑川 実勢系		
採取場所:	実勢区消防団詰所		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	09:10		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	26.0	℃	: 水温: 25.0

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	12.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.48	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	12.9 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.44	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 ジエ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.8 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――		―――	―――	
―――	―――		―――	―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1aLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	12.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.41	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1aLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.11	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	瑞穂中央		
採取場所:	京丹波町役場旧瑞穂支所		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	11:40		
分析項目:	下記11項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	29.0	℃ ; 水	温 : 25.0
			℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	12.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000008 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.55	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

京丹波町長 畠中 源一 様



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.52	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

日本メンテック株式会社
大阪市北区西心街7番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	上大久保		
採取場所:	上大久保公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	10:40		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	26.0	℃ : 水	温 : 24.0

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.87	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L		(※は、採取者測定)	―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

日本メンテナ
大阪市北
株式会社
目7番14号

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.89	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.58	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	(*は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.3	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---	mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3	mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	6.39		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7	mg/L	(※は、採取者測定)	---		---			---		---		
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書



日本国
国会
図書館
印

計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.1 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.62	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.1 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.60	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定 上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.94	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	2 度	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.1 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

試料名:	三ノ宮 質志系		
採取場所:	光明寺 (質志)		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	09:40		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	24.0	℃ ; 水	温 : 28.0
			℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.2 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.85	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	（*は、採取者測定）		―――			―――	―――		―――	
―――		―――			―――			―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」	
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.84	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

日南のて
すス心ジ
二ヤ心ジ
福富

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	---		mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---		mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.1	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---		mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---		mg/L	0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	---		mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---		mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---		mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---		mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.2	mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	---		mg/L	1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	8.06		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---		mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	---		mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	---		mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1	度	5度以下であること
17	ジクロロメタン	---		mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1	度	未満2度以下であること
遊離残留塩素		0.7	mg/L	()は、採取者測定	---		---				---		---		
---		---				---				検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判	定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.57	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びヒキサ-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	丹波中央 質美系		
採取場所:	中村公民館（質美）		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	11:10		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	25.0 ℃	: 水	温: 25.0 ℃

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	14.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.73	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	質美第二 脇谷系		
採取場所:	下村公民館 (質美)		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	10:58		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	25.0	℃ : 水	温 : 23.0
			℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1aLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.41	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

試料名:	丹波中央 わらび系
採取場所:	北久保公民館
試料の種類:	浄水
採取日:	令和7年10月8日
採取時刻:	10:44
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	28.0 ℃ : 水 温 : 26.0 ℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	12.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.74	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

A red square seal impression, likely the official seal of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) of Japan, located at the bottom right of the page.

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.68	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

試料名:	和知中央 市場系		
採取場所:	中山公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	10:55		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	26.0 ℃	: 水	温: 23.0 ℃

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.79	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪市北區南船場7番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	和知中央 塩谷系		
採取場所:	長瀬公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	09:55		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	27.0 ℃	: 水	温: 25.0 ℃

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	2 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.79	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪府北区 番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	和知中央 上乙見系		
採取場所:	上乙見公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	09:40		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	26.0	℃ : 水	温: 22.0

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.79	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

日本メンテナス株式会社
大阪市北区 7番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	和知中央 坂原系
採取場所:	角公民館
試料の種類:	浄水
採取日:	令和7年10月8日
採取時刻:	10:10
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	26.0 ℃ ; 水温 : 26.0 ℃

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.81	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.1 mg/L	(*は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

試料名:	広瀬		
採取場所:	広瀬公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	10:20		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	27.0	℃	:水 温: 24.0
			℃

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.74	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジエ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.1 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.74	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,5-1,2-ジクロロエチレン及び3,4,5-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区西成区7番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	和知西部		
採取場所:	稲次公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年10月8日		
採取時刻:	10:40		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年10月8日 ~ 令和7年10月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	26.0	℃	: 水温: 26.0

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.84	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L	(*は、採取者測定)		――			――	――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											